

## 一般社団法人日本統合医療学会 役員選任規程

### (目的)

第1条 この規程は、一般社団法人日本統合医療学会（以下「本法人」という。）定款第 17 条に基づく役員を選任について必要な事項を定める。

### (役員の種類)

第2条 この規程において役員とは、定款第 16 条第 1 項第 (1) 号及び第 (2) 号に定める理事及び監事をいう。

### (候補者選出方法)

第3条 本会の役員候補者の選出方法は以下のとおりとする。

- 1 業務執行理事の協議により、正会員の中から専門分野別に役員候補者リストを作成し、理事会に諮る。
- 2 前項の規定により作成された候補者リストは、理事会の審議を経て定時もしくは臨時社員総会に定款第 25 条第 1 項第 (2) 号の決議事項として正会員に通知しなくてはならない。  
ただし、社員総会の決議事項として提出する役員候補者数は、役員定数（理事：20 名を超える 25 名以内、監事 3 名以内）を超えることはできない。

### (役員を選任)

- 第4条 事務局は前条で作成された候補者リストを専門分野別に構成し、定時社員総会開催の 2 週間前までに、役員改選期における定時社員総会もしくは臨時社員総会の議案書に決議事項議案として、正会員に通知しなくてはならない。
- 2 役員を選任に関しては、候補者を一括して選任することはできず、各候補者ごとに就任の賛否の決をとる方法で選任しなくてはならない。
  - 3 役員選任の決議は、社員の過半数が出席し、出席した社員の過半数をもって決する。ただし、委任状及び書面評決票による意思表示は、出席したものとみなす。

### (欠員)

- 第5条 役員に欠員が生じた場合の措置は、定款第 18 条第 4 項の規定に従う。
- 2 欠員によって新たに選任された役員の任期は、前任者または現在者

の残任期間とする。

(改廃)

第6条 この規程の改廃は、総会の議決による承認を得なければならない。

(委任)

第7条 この規程に定めるほか必要な事項は、理事会に諮り、これを定める。

附則

この規程は、平成 27 年 6 月 6 日から施行する。